

手話通訳者を 派遣します



費用


*派遣費用は無料です。

対象者

- *伊勢崎市在住の聴覚障害者及びその家族
- *伊勢崎市に所在する障害者福祉団体
- *非営利活動のため、手話通訳による意思疎通が必要な個人の方

秘密厳守

*通訳者が、通訳上知りえた情報を他に漏らすことはありません。安心してご利用ください。

 たとえば、こんな時にご利用になれます

医療

診察、検診、人間ドック、予防接種、歯科治療
お子さんの健診 など



職業

会社訪問、就職面接、
上司との話し合い、退職手続き など



教育

保育所・幼稚園・学校の行事や説明会
PTA会議、入学式、卒業式 など



生活

各種手続き、町内会の活動、法律相談、
免許更新、冠婚葬祭 など



その他

各種大会、講演会、会議 など
※聴覚障害者の社会参加の促進に必要と
認められるもの

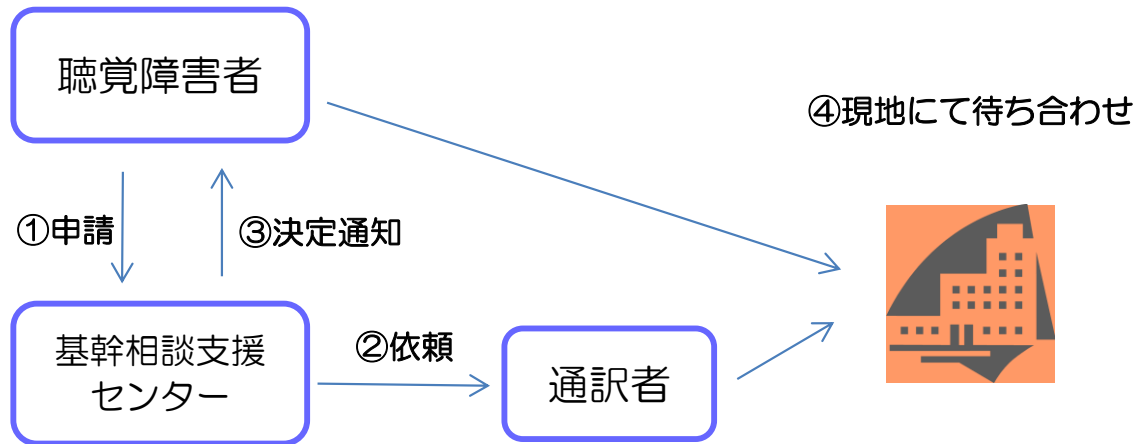


手話通訳者の派遣ができるか分からない時や、不明な点がある時は、
派遣コーディネーターにご相談ください。

- 📎 派遣時間：原則午前8時から午後5時まで
(緊急の場合など、必要時はこれ以外の時間にも派遣可能です。)
- 📎 派遣範囲：原則、群馬県内
必要が認められた場合、群馬県外の派遣も対応可能です。
- 📎 派遣できない場合
 - ・社会通念上、好ましくないこと。
 - ・公共の福祉に反すること。
 - ・営利目的のもの



申請から派遣までの流れ



①派遣申請をする。

いずれかの方法で申請してください。

(1) 所定の「派遣申請書」に記入し、FAX・メール・または持参で基幹相談支援センターに申請する。

※派遣申請書は、基幹相談支援センター及び市役所障害福祉課にあります

(2) 手話通訳者派遣申請フォームにアクセスして申請する。
専用フォームはこちら▶



②派遣通訳者を決定します。

③決定通知を送ります。（通訳者名の通知）

④現地にて待ち合わせます。（送迎は不可）

（内容・時間によって複数派遣となることもあります）

※手話通訳者は名札を下げています。待ち合わせの目印にしてください。

【お願い】

◎通訳が必要になった場合には、すみやかに（原則1週間前までに）申請してください。

ただし緊急（事故・急病）の際は、この限りではありません。

◎学校行事、会議などの通知文や、行事の式次第など、内容がわかる資料があれば、申請書と一緒に送ってください。

問い合わせ先

伊勢崎市障害者基幹相談支援センター

住 所：伊勢崎市西田町71

FAX：0270-75-5688

電 話：0270-75-5771

メール：isesakisyuwa2089@ezweb.ne.jp

受付時間 月曜日 ～ 金曜日
午前8時30分 ～ 午後5時15分
(土曜日・日曜日・祝日はお休みです)

【企業・団体（障害者福祉団体以外）の方はこちら】
※派遣費用がかかります。詳しくは、直接お問い合わせください。

(一社)群馬県聴覚障害者連盟・群馬県手話通訳派遣事務所

TEL：027-280-4151

FAX：027-280-4182

その他

基幹相談支援センターには、派遣コーディネーターの他、設置手話通訳者、ピアカウンセラー（相談員）がおります。
生活に関すること・制度に関すること等、お気軽にご相談ください。
ご来所の際は、前もってご連絡をお願いします。

